

共通事項（堺市上下水道事業管理者発注分） 新旧対照表（抜粋）

| 令和6年2月版 | 令和6年4月版 |
|---|---|
| <p>18 入札参加資格の事後審査</p> <p>(3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）（必着）までに、次のアから<u>サ</u>までの事後審査書類を原則として郵送で事業サポート課に提出すること。</p> <p>なお、やむを得ず窓口へ持参する場合は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時までに、事業サポート課に提出すること。</p> <p>ア 事後審査に係る誓約書(本市様式・堺市上下水道事業管理者あてのもの)</p> <p>イ 技術者等の雇用が確認できるもの（原則として、下表1に規定するものに限る。）</p> <p>(表1) (略)</p> <p>ウ 技術者資格が確認できるもの（下表2に規定するものに限る。）</p> <p>(表2) (略)</p> <p>エ 施工実績を有することが確認できる以下の書類（建設工事で個別事項に施工実績要件を設定している場合に限る。）</p> <p>(ア) <u>施工実績調書（本市様式）</u></p> <p>(イ) 次に掲げる a <u>又は</u> b の書類（施工実績調書に記載した建設工事が、<u>一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）</u>に竣工登録がない場合に限る。）</p> <p><u>a</u> 契約書の写し（工事名、工事場所、請負代金額、工期、発注機関及び受注者双方の押印が確認できるものに限る。また、共同企業体での施工の場合は、共同企業体名称及び各構成員の出資比率が確認できるものを含む。）</p> <p><u>b</u> <u>施工証明書（共同企業体での施工の場合は、共同企業体名称及び各構成員の出資比率が確認できるものを含む。）</u></p> <p>オ 業務履行実績を有することが確認できる以下の書類（業務で個別事項に業務履行実績要件を設定している場合に限る。）</p> <p>(ア) <u>業務履行実績調書（本市様式）</u></p> <p>(イ) 次に掲げる a <u>又は</u> b の書類（業務履行実績調書に記載した業務が、<u>一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する業務実績情報システ</u></p> | <p>18 入札参加資格の事後審査</p> <p>(3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）（必着）までに、次のアから<u>コ</u>までの事後審査書類を原則として郵送で事業サポート課に提出すること。</p> <p>なお、やむを得ず窓口へ持参する場合は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時までに、事業サポート課に提出すること。</p> <p>ア 事後審査に係る誓約書(本市様式・堺市上下水道事業管理者宛てのもの)</p> <p>イ 技術者等の雇用が確認できるもの（原則として、下表1に規定するものに限る。）</p> <p>(表1) (略)</p> <p>ウ 技術者資格が確認できるもの（下表2に規定するものに限る。）</p> <p>(表2) (略)</p> <p>エ 施工実績を有することが確認できる以下の書類（建設工事で個別事項に施工実績要件を設定している場合に限る。）</p> <p>(ア) <u>一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）の竣工登録の登録内容確認書及び工事实績データ（竣工登録工事カルテ受領書及び工事カルテを含む。）の写し</u></p> <p>(イ) 次に掲げる a <u>及び</u> b の書類（施工実績調書に記載した建設工事が、<u>コリンズ</u>に竣工登録がない場合に限る。）</p> <p><u>a</u> <u>施工実績調書（本市様式）</u></p> <p><u>b</u> 契約書の写し <u>又は</u> <u>施工証明書</u>（工事名、工事場所、請負代金額、工期、発注機関及び受注者双方の押印 <u>（契約内容を記録した電磁的記録の場合は、関係法令に規定する必要となる措置を講じていること。以下同じ。）</u>）が確認できるものに限る。また、共同企業体での施工の場合は、共同企業体名称及び各構成員の出資比率が確認できるものを含む。）</p> <p>オ 業務履行実績を有することが確認できる以下の書類（業務で個別事項に業務履行実績要件を設定している場合に限る。）</p> <p>(ア) <u>一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）の完了登録の登録内容確認書及び業務実績データ（完了登録業務カルテ受領書及び業務カルテを含む。）の写し</u></p> <p>(イ) 次に掲げる a <u>及び</u> b の書類（業務履行実績調書に記載した業務が、<u>テクリス</u>に完了登録がない場合に限る。）</p> |

| | |
|---|--|
| <p><u>ム</u> (以下「テクリス」という。)に完了登録がない場合に限る。)</p> <p><u>ア</u> 契約書の写し(業務名、履行場所、業務委託料、履行期間、発注機関及び受注者双方の押印が確認できるものに限る。また、設計共同体での履行の場合は、設計共同体名称及び各構成員の出資比率が確認できるものを含む。)</p> <p><u>イ</u> <u>履行証明書(設計共同体での履行の場合は、設計共同体名称及び各構成員の出資比率が確認できるものを含む。)</u></p> <p>カ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し(建設工事に限る。)</p> <p>キ 現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書又は特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書(建設工事において、落札候補者となった工事に配置する現場代理人、監理技術者又は主任技術者を、後記25の(8)、(9)又は(10)の規定により兼任させる場合に限り、現場代理人又は主任技術者の兼任にあつては、現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を、特例監理技術者の兼任にあつては、特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出すること。)及び当該書類に記載した既に配置済みの工事の契約書等の写し(受注者名、工事名、工事場所、請負代金額、工期、配置予定技術者等が確認できるものを含む。)</p> <p>なお、契約書等の写しの提出にあつては、現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書又は特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書に記載した工事がコリンズに受注登録がない場合に限る。</p> <p><u>ク</u> <u>社会保険に関する誓約書(建設工事に限る。)</u></p> <p><u>ケ</u> 一定の資本関係又は人的関係にある者に関する誓約書(本市様式)(建設工事に限る。)</p> <p><u>コ</u> 組合員名簿、協会員名簿等の写し(建設工事において、組合や協会等の各種団体が落札候補者となった場合に限る。)</p> <p><u>サ</u> 技術者等配置不能届(本市様式)(個別事項に定める要件及び後記25に定める事項を全て満たす技術者等の配置ができない場合に限る。)</p> <p>22 契約保証に関する事項 (5) 国債又は地方債の証券(評価額は額面金額(発行価格が額面金額未満であるときは、その発行価格)の<u>10分の8</u>とする。)</p> <p>(以下 略)</p> | <p><u>ア</u> <u>業務履行実績調書(本市様式)</u></p> <p><u>イ</u> 契約書の写し又は<u>履行証明書</u>(業務名、履行場所、業務委託料、履行期間、発注機関及び受注者双方の押印が確認できるものに限る。また、設計共同体での履行の場合は、設計共同体名称及び各構成員の出資比率が確認できるものを含む。)</p> <p>カ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し(建設工事に限る。)</p> <p>キ 現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書又は特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書(建設工事において、落札候補者となった工事に配置する現場代理人、監理技術者又は主任技術者を、後記25の(8)、(9)又は(10)の規定により兼任させる場合に限り、現場代理人又は主任技術者の兼任にあつては、現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を、特例監理技術者の兼任にあつては、特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出すること。)及び当該書類に記載した既に配置済みの工事の契約書等の写し(受注者名、工事名、工事場所、請負代金額、工期、配置予定技術者等が確認できるものを含む。)</p> <p>なお、契約書等の写しの提出にあつては、現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書又は特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書に記載した工事がコリンズに受注登録がない場合に限る。</p> <p><u>ク</u> 一定の資本関係又は人的関係にある者に関する誓約書(本市様式)(建設工事に限る。)</p> <p><u>ケ</u> 組合員名簿、協会員名簿等の写し(建設工事において、組合や協会等の各種団体が落札候補者となった場合に限る。)</p> <p><u>コ</u> 技術者等配置不能届(本市様式)(個別事項に定める要件及び後記25に定める事項を全て満たす技術者等の配置ができない場合に限る。)</p> <p>22 契約保証に関する事項 (5) 国債又は地方債の証券(評価額は額面金額(発行価格が額面金額未満であるときは、その発行価格)とする。)</p> <p>(以下 略)</p> |
|---|--|

※その他、一部軽微な字句の補正を行っています。